



新型コロナウイルス感染症に伴うおもな支援策まとめ

※補正予算の成立以降に確定

立川市版

公明党

個人・世帯向け



給付 (もらえる)

- 新型コロナウイルスで影響を受けている**すべての方**に
- 離職等で**住居を失った・失うおそれがある**
- 子育て世帯**で家計が大変
- 失業・収入減で大学等の**授業料**が支払えない

特別定額給付金*

一律1人10万円を給付

住居確保給付金*

家賃実費支給 各地域で上限あり
支給期間:原則3カ月

児童手当増額*

今年6月支給分に**子ども1人あたり1万円を増額**
(手続き不要)

高等教育修学支援制度

授業料減免+返済の必要のない**給付型奨学金**

貸付 (かりる)

収入が減って**家計の維持が難しい**

緊急小口資金(特例貸付)

無利子
無保証

貸付上限**~10万円**(特に必要な場合は**~20万円**)
据置期間:1年以内、償還期間:2年以内

総合支援資金(特例貸付)

2人以上世帯は**~月20万円**、単身は**~月15万円**
据置期間:1年以内、償還期間:10年以内
原則3カ月まで

猶予 (支払延長)

- 市税・国民健康保険料・介護保険料**が支払えない*
- 国民年金保険料**が支払えない
- 公共料金や電話料金(固定・携帯)**が支払えない
- 住宅ローン**が支払えない

自治体の判断で税・保険料の徴収猶予(期限等)を決定
国民健康保険は免除制度あり

免除制度あり

支払期限を1~4カ月延長(いずれも事業者向けにも支払い猶予あり)

今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能

- 総務省コールセンター 03-5638-5855
09:00~18:30(土日祝除く)
- 立川市社会福祉協議会 042-503-4308
(くらし・しごとサポートセンター) 08:30~17:15(平日)
- 立川市子育て推進課 042-528-4816
手当・医療費給付係 08:30~17:15(平日)
- 日本学生支援機構 0570-666-301
09:00~20:00(土日祝除く)
- 相談 厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」
0120-46-1999 09:00~21:00(土日祝含む)
- 申請 立川市社会福祉協議会 042-503-4308
(くらし・しごとサポートセンター) 08:30~17:15(平日)
- 立川市役所 介護保険料:介護保険課(内線1446)
042-523-2111 その他:収納課(内線1257)
- 立川年金事務所 042-523-0352
(日本年金機構) 08:30~17:15(平日)
- 各電気・ガス・水道・電話等事業者
- 各金融機関

事業主向け



給付 (もらえる)

- 都の**自粛要請**に応じて休業や時間短縮
- 自粛などで**業績が悪化(売上げ半減)**
- 従業員に休んでもらう場合**
- 従業員に子どもがいる場合**
- フリーランスで子どもがいる場合**

感染拡大防止協力金*

東京都の要請で休業や営業時間短縮に応じた事業主
支給額:**50万円**(2店舗以上有する事業者は**100万円**)

持続化給付金*

2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上げが前年比50%減の場合、
年換算した減収額を給付
上限:**中小200万円、個人事業100万円**

雇用調整助成金(コロナ特例)

休業等助成(中小なら**10分の9**まで)
助成率は、企業規模・雇用条件で変動

小学校休業等対応助成金

小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合
1日あたり8,330円を上限に貸金相当額を助成

小学校休業等対応支援金

小学校等休校で休業したフリーランス
1日あたり4,100円(定額)を助成

貸付 (かりる)

資金繰りのため融資を受けたい

無利子・無担保融資 (借り換えも可)

コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 **据え置き最大5年**
特別利子補給制度*
要件を満たせば借り入れ後**3年間利子補給(実質0%)**

セーフティーネット保証(4・5号) /危機関連保証

信用保証付き融資を限度額までご利用中の方に、**与信枠を大幅拡充/保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)**

新型コロナウイルス感染症 対策特別資金

前年同月比20%以上減少 **融資限度額:500万円**
保証料 **2分の1**を補助、利子を**立川市が負担**

マル経融資の金利引き下げ

前年比5%以上で売上減少で 融資限度額:**別枠1000万円**
当初3年間 金利を**0.9%引き下げ**

猶予 (支払延長)

- 法人税や消費税などの納税が難しい***
- 社会保険料**が支払えない

法人税や消費税、基本的にすべての税

収入が減少(前年同月比**▲20%以上**)した事業者は**無担保かつ延滞税なしで納税を猶予/固定資産税は軽減措置も**

健康保険料や厚生年金保険料が猶予

事業の休止や著しい損失があった場合に**納付が猶予**

- 東京都緊急事態措置等・感染
拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567
09:00~19:00(土日祝含む)
- 経済産業省 0570-783-183
中小企業 金融・給付金相談窓口 09:00~17:00(土日祝含む)
- 厚生労働省
コールセンター 0120-60-3999
09:00~21:00(土日祝含む)
- 日本政策金融公庫 0120-154-505
09:00~19:00(土日祝除く)
- 民間金融機関*
- 取引のある金融機関
または最寄りの信用保証協会
- 立川市産業観光課 042-528-4317
商工振興係 08:30~17:15(平日)
- 日本政策金融公庫 0120-154-505
09:00~19:00(土日祝除く)
- 立川税務署 042-523-1181
08:30~17:00(土日祝除く)
- 健康保険協会または組合・日本年金機構

